標準補足条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本標準補足条項 (以下「**SRD 条項**」という。) は、オーダーに SRD、SRD-A、MGSP、又は PLM の英数字コードが指定された提供物及び製品 (以下「**SRD 提供物**」という。) にのみ関する、お客様と SISW 間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「**EULA**」という。) を修正するものです。本 SRD 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成するものです。

1. **定義**　本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 SRD 条項に適用されます。

「**アセット**」又は「**Asset**」とは、SRD 提供物にデータをアップロードする目的又は SRD 提供物とデータを交換する目的で、SRD 提供物内又は SRD 提供物を通して構成される或いは SRD 提供物内で識別される、物理的或いは仮想的デバイス又はデバイスコンポーネントを意味します。1 台のマシンが複数のアセットで構成されている場合もあります。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人、又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内で SRD ソフトウェアにアクセスする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人を意味します。複数の国を含む Territory に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。

「**Core**」とは、中央処理装置(CPU)、画像処理装置(GPU)等 (但し、これらに限定されない。)、コンピューターハードウェア内の場所にかかわらず、プログラムの指示を読み取るか又は収集し、それらを実行する独立した特殊な集積回路を意味します。CPU と GPU には、1 つ以上の Core が含まれる場合があります。その時点でソフトウェアで使用されている Core の正確な数は、当該ソフトウェアが稼働しているオペレーティングシステムによってカウントされます。

「**お客様の子会社**」とは、お客様により支配される会社を意味します。本定義との関係において「支配」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の 50%超を直接又は間接的に所有していることを意味します。両当事者が、SRD 提供物を使用できる事業者 (お客様を除く) について異なる条件に合意している場合、「お客様の子会社」とは、その条件で規定された事業体を意味するものとします。

「**License Unit**」とは、特定の SRD 提供物に紐づけられていない Token を意味し、オーダーで指定された製品及び/又は製品郡によって識別される複数の適格な SRD 提供物に亘って使用することができます。

「**SRD ソフトウェア**」とは、SRD 提供物に含まれるソフトウェアを意味します。

「**サイト**」とは、正規ユーザーによるソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。

「**Territory**」とは、お客様による SRD ソフトウェアのインストールと使用が許可されている、オーダーで指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。地理的な場所が 1 つ又は複数の地理的な「Zones」として指定されている場合、それらの Zone は、協定世界時 (UTC) に対して西から東に向かうタイムゾーンの範囲内にある全ての Territory として定義されるものとします。Zone Americas は、UTC -12 時間から UTC -1 時間までの全ての Territory をカバーし、Zone Europe (EMEA) は、UTC -1 時間から UTC +4 時間までの全ての Territory をカバーし、Zone Asia (APAC) は、UTC +4 時間から UTC +14 時間までの全ての Territory をカバーすることとします。Territory が単一の Zone として指定され、オーダー内で Zone が指定されていない場合、オーダーに記載されているお客様の事業所が所在する Zone が Territory になります。Territory がオーダーにも本契約にも指定されていない場合、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が Territory になります。

「**Token**」とは、プリペイド単位として、正規ユーザーが、一時的に Token をライセンスに変換し、オーダーで指定される関連 SRD ソフトウェア製品にアクセスして使用できます。但し、事前定義されている特定のソフトウェア機能、アプリケーション、モジュールに限られます。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要な Token 数は、ドキュメントに記載されています。Token は、有効期間内であれば再使用することができます。

2. **ライセンス及び使用タイプ**　以下のライセンス及び使用タイプは、SRD ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された特定の SRD ソフトウェアに関する追加のライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。

2.1 「**Backup バックアップ** 」(**バックアップ**) ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ提供されるライセンスを意味します。

2.2 「**Floating**」(**フローティング**) ライセンス又は「**Concurrent User**」(**同時ユーザー**) ライセンスとは、SRD ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダー毎に取得された SRD ソフトウェアライセンスの正規ユーザー数に制限されるライセンスを意味します。

2.3 「**Named User** 」(**指名ユーザー**)ライセンスとは、SRD ソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な 1 人の正規ユーザーだけに制限されるライセンスを意味します。複数のユーザーが Named User ライセンスを使用することはできません。お客様は、歴月に 1 回を上限として、Named User ライセンスを再割り当てすることができます。

2.4 「**Node-Locked** 」(**ノードロック**) ライセンスとは、SRD ソフトウェアの使用が、お客様が指定した単一のワークステーションに制限されるライセンスを意味します。この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又はドングルが含まれる場合があります。ハードウェアロック装置又はドングルは、新規ライセンスファイルを発行することなく、SRD ソフトウェアを使用するワークステーションに物理的に取り付ける必要がありますが、対象地域内の他のワークステーションに自由に移送することができます。

2.5 「**Per Asset**」(**アセット別**) ライセンスとは、SRD ソフトウェアの使用が、接続権が設定されているアセット数だけに制限されていて、その数のアセットについてのみ、SRD ソフトウェアとのデータ交換が可能であるライセンスを指します。Per Asset ライセンスは、更に以下のように制限される場合があります。

- アセット別のデータポイント (以下「tags」という。) の最大数に制限されます(オーダー上でデータポイント又は tag の数が指定されている場合)。
- サーバーインスタンス (以下「Servers」という。) の最大数に制限されます(オーダー上で Servers の数が指定されている場合)。
- センサーソフトウェアインスタンス以下「Sensors」という。) の最大数に制限されます(オーダー上で Sensors の数が指定されている場合)。
- 代理人ソフトウェアインスタンス (以下「Agents」という。) の最大数に制限されます (オーダー上で Agents の数が指定されている場合)。

Per Asset ライセンスを複数のアセットによって又はアセット間で共有することはできません。

2.6 「**Per Product**」(**製品別**)ライセンスとは、SRD ソフトウェアの使用が、SRD ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続される SISW 製品又はサードパーティ製品の数に制限されるライセンスを意味します。

2.7 「**Per Server**」(**サーバー別**) ライセンスとは、SRD ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されるライセンスを意味します。

2.8 「**Perpetual**」(**永久**) ライセンス、「**Paid-up**」(**支払済**) ライセンス又は「**Extended**」(**延長**) ライセンスとは、有効期限が設定されていない SRD ソフトウェアのライセンスを意味します。Perpetual ライセンス又は Extended ライセンスには、保守サービス含まれません。

2.9 「**Rental**」(**レンタル**)ライセンスとは、オーダーで指定された 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。

2.10「**Subscription**」(**サブスクリプション**) ライセンス又は「**Lease**」(**リース**) ライセンスとは、オーダーで指定された期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス 料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。

2.11「**Test/QA**」(**テスト**) ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、及びテストのサポートを行う目的でのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. **TOKEN の使用条件**

3.1 Token のライセンスオプションは、上記に指定するライセンス及び使用タイプと組み合わせて、特定の SRD ソフトウェア製品に関して提供されます。本 SRD 条項又は Token に関する SRD ソフトウェア製品のドキュメントに別段の明示的な規定がない限り、お客様が特定の SRD ソフトウェア製品に対する個別の基本ライセンスを購入している場合、お客様には Token の使用権のみが与えられるものとします。

3.2 SRD ソフトウェア製品に対する追加、変更、又は削除により、新機能、更新された機能、アプリケーション、又はモジュールが Token にアクセスできるようになった場合、且つ対応する SRD ソフトウェア製品に対する基本ライセンスと適用される Token の両方が最新の有効な Maintenance Services オーダーの対象である場合、お客様は当該の新機能、更新された機能、アプリケーション、モジュールにアクセスするための Token のみを使用することができます。

4. **SEEDING** SISWは、その単独の裁量により、オーダー内で「Seed」又は「Seeding」として指定された数量のエンタイトルメントを無償で提供する場合があります (以下「Seed」という。)。Seedは、当該提供物に関するお客様のエンタイトルメント数の将来的な増加を監視/測定する目的で提供されます。お客様は、提供物のライセンス管理システム (LMS) によって生成される、Seedの使用に関する全てのデータ (Seedの使用量やSeed経由でアクセスされるソフトウェアを示すログファイル等) をSISWに提供しなければなりません。SISWは、当該データを今後の更新や販売機会に関する商業的協議において使用できるものとします。Seedは割引された提供物とはみなされず、Seedの期間満了後の更新は、全てSISWの裁量に委ねられるものとします。

5. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介してSRD提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのライセンス数が減少することはありません。

6. **ホストの識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報をSISWに提供するものとします。SISWは、各オーダーで付与さ

れたライセンスの範囲に従ってソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISWから書面による承諾を事前に得た場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISWは、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。

7. **API の使用** お客様は、お客様の社内業務を行う目的でのみ使用許諾された SRD ソフトウェアの一部として、Knowledge Fusion 製品、又は、公開済みであることがドキュメンテーションに記載されているアプリケーションプログラミングインターフェース (以下総称して「**API**」という。) を使用することができます。お客様は、SRD ソフトウェアを不正に使用する目的で API を使用することはできません。お客様は、SRD ソフトウェアと併用する場合に限り、特定の公開 API を使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。お客様が API を使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。但し、以下の場合を除きます。(a) お客様が SISW のソリューション・パートナー・プログラムのメンバーとしてこれを行うことを個別に許可された場合、(b) お客様が、少なくとも本契約と同等の保護を提供する条件に基づき、お客様の内部使用及び再販の目的でソフトウェアを開発するために使用できる API が含まれた Solid Edge 又は Femap のライセンスを購入した場合。お客様は、SRD ソフトウェアの修正、改変又は結合を行うことはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています。

8. **SRDソフトウェアの MAINTENANCE SERVICES:** SRDソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント及び技術サポートサービス (以下総称して「**Maintenance Services**」という。) には、https://www.siemens.com/sw-terms/mesに記載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。

9. **MGSP ソフトウェアに適用される追加条項** オーダー上で「MGSP」という英数字コードが割り当てられている SRD 提供物 (以下は「**MGSP 提供物**」という。) については、以下の条件が適用されます。

9.1 追加的な使用制限 いくつかの特定の MGSP 提供物の使用では一定の処理能力 (ジョブを処理するための Core 数等) に制限されることがあります。1 人又は複数の正規ユーザーが使用するために、いくつかのライセンスを組み合わせて各ライセンスの処理能力を利用することができます。これらの制限はドキュメンテーションに記載されています。

9.2 ソースコード お客様は、ソースコード形式で提供された MGSP ソフトウェアを許諾された使用のために MGSP ソフトウェアを変更又は機能強化するのみの為に使用するものとします。

10. **SRD-A提供物に適用される追加条項** オーダー上で「**SRD-A**」というコードが割り当てられているSRD提供物については、以下の条件が適用されます。

10.1 **License Unit** License Unitを使用するには、ソフトウェアに付属しているライセンス管理システム (以下「**LMS**」という。) をインストールする必要があり、本契約に従ってその利用は制限されます。LMSは、1つ又は複数の「**トランザクションログファイル**」を生成します。これは、提供物の匿名化された使用情報を報告するコンピューターファイルです。 トランザクションログファイルのコピーは、少なくとも毎月SISWに提供されなければならず、お客様が手動で提供するか、インターネット経由でLMSから自動的に提供することもできます。

10.2 **ISVイネーブルメント** 提供物が、Partner Alliance Enabled、APA Enabled、ISV Enabled (又はSISWが通知するその他の後継名称) としてオーダーに記載されている場合、又はこうした名称の個別のLicense Unitイネーブルメントパッケージを購入した場合、お客様はLicense Unitを使用して、SISWのソフトウェアダウンロードポータルやAltair Oneプラットフォーム等で入手可能な第三者の独立したソフトウェアベンダー (以下「**ISV**」という。) の特定のソフトウェア (以下「**ISV提供物**」という。)にアクセスし、使用することができます。SISWがLicense Unitを通じて入手可能とするISV提供物のリストは、お客様に通知することなく、随時変更される場合があります。ある特定のISV提供物を所有又は頒布するISVがお客様の競合他社である場合、SISWは、当該ISV提供物に対するお客様のアクセスを遮断する権利を有するものとします。License Unitを使用してISV提供物にアクセスし、使用する場合、お客様は、License Unitの使用に関するデータ (LMSトランザクションログファイルやライセンスサーバーログ等) をSISWと共有する必要があります。お客様が当該データの共有を技術的に禁止又は除外した場合、当該ISV提供物を使用するための全ての権利が自動的に失われます。SISWは、SISWがその他の利用可能な救済手段を制限することなく、お客様によるISV提供物へのアクセスを禁止する措置を講じることができるものとします。ISV提供物はISVが規定する通りに保証され、SISWはISV提供物についていかなる保証も補償も行いません。 ISVの保証条件の写しは、SISWのサポートポータルで入手できます。

10.3 **Coreライセンス** 特定の提供物のオーダーでCore数が指定されている場合、又はライセンスが「Core-based」或いは「per Core」である場合、対象のSRD-A提供物の使用は、オーダーで指定されたCore数に基づく計算能力に制限されます。Core-basedライセンスでCore数が指定されていない場合、各ライセンスで使用できるCoreの数は1つだけになります。複数のライセンスを組み合わせて、各ライセンスの計算能力を1人又は複数の正規ユーザーに使用させることができます。

11. **XaaS提供物に適用される追加条項**

11.1 エンタイトルメント SRD提供物に付属しているクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーで指定された正規ユーザーの数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該SRD提供物に含まれているSRDソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスを使用することを目的として、お客様の敷地以外の場所から必要に応じてクラウドサービスにアクセスして使用することができます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト(以下「ゲスト」という。)として追加のユーザーにアクセス権

を提供できる場合、お客様の従業員、顧客、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者、ビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、歴月に1回を上限として、クラウドサービスにアクセスして使用するための各権利を、同じエンタイトルメントのカテゴリーに属する特定の正規ユーザーから、別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。

11.2 **サポート及びSLA** SISWが提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、https://www.siemens.com/sw-terms/sla に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、Maintenance Servicesの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。